【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月17日
【会社名】	ルーデン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	RUDEN HOLDINGS CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　西岡　孝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号　三井花桐ビル4階
【電話番号】	03　（5332）　5377　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　佐々木　悟
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号　三井花桐ビル4階
【電話番号】	03　（5332）　5377　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　佐々木　悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成26年3月18日開催の当社第14回定時株主総会の特別決議に基づき、平成27年3月13日付当社取締役会において、平成27年3月13日（以下、「割当日」という。）に当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

（1）銘柄

ルーデン・ホールディングス株式会社第9回新株予約権証券

（2）発行数

1,000,000個（新株予約権1個につき普通株式1株）

（3）発行価格

無償

（4）発行価額の総額

287,000,000円

（5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式1,000,000株

当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社標準となる株式である。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

（6）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

当社普通株式　1株当たり287円

（7）新株予約権の行使期間

平成31年3月13日から平成37年3月12日まで

（8）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

② その他の条件については、割当契約に定めるところによる。

（9）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項にしたがい算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（10）新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

（11）勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役４名及び従業員３名　計７名並びに当社子会社の取締役４名及び従業員５６名　計６０名　合計６７名に割り当てる。

（12）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

全て、当社の完全子会社。

（13）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。